

豊監公表第10号

令和6年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）5月23日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

令和7年(2025年) 5月16日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和6年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 6年 11月 27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
教育委員会 (小中学校)	PTA会費の会計事務に係る取扱いについて(高川小学校) PTA会費に係る通帳が学校で保管されていたが、保護者負担費等会計事務マニュアルに基づく対応に改められたい。	学校保管していたPTA会費に係る通帳を、PTA役員と確認のうえPTA会計担当者に引き継ぎを行い、学校とは分別してPTA団体が管理するよう措置いたしました。